

山形県過疎地域持続的発展方針について

(1) 平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法は二度の延長（H22, H24）を経て令和3年3月末が期限となっていたが、新たな「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（R3.4.1施行）が制定され、過疎地域への支援が継続することとなった。

(2) 旧法で過疎地域指定されていた本県の21市町村は、新法においても継続して過疎地域となる。

※新法に基づき山形県過疎地域持続的発展方針を策定（期間：R3年度～R7年度）。

なお、新法には、近年の情勢変化を踏まえ、「移住・定住」、「デジタル化」、「再生可能エネルギー」等が重要施策として新たに項目設定されており、これを踏まえ県の方針でも当該項目を重要施策として新たに設定している。

過疎地域持続的発展方針策定の趣旨

- 令和3年4月1日に施行された新たな過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、県において「過疎地域持続的発展方針」を策定し、過疎地域の持続的発展に関する基本的事項等について定めるものです。この方針に基づき、県及び市町村で「過疎地域持続的発展計画」を策定することとなっております。
- 期間は令和3年度から令和7年度までの5年間。

県過疎地域持続的発展方針

(国の同意が必要)

指針

指針

市町村過疎地域持続的発展計画

【性格】

- 過疎市町村の計画的な持続的発展のための方針・方策
- 過疎対策事業債等、過疎法に基づく財政上の特別措置等が活用できる
(市町村議会で議決が必要)

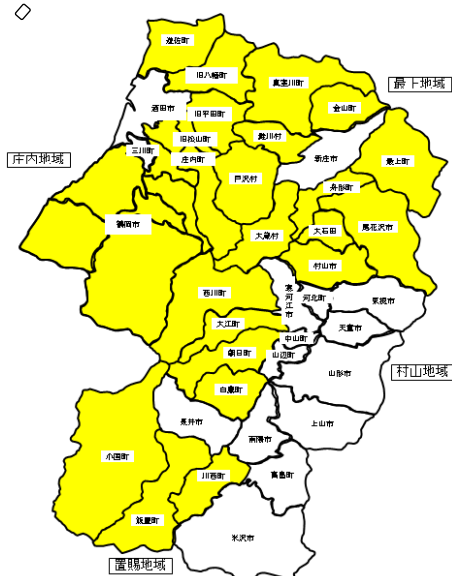
協力

県過疎地域持続的発展計画

【性格】

- 県が過疎市町村に協力して講じる措置の計画

<参考>山形県における過疎地域の状況



過疎地域 21市町村（市町村数で6割、面積では約7割）

- 市：鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域）、村山市、尾花沢市
 町：西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
 村：大蔵村、鮭川村、戸沢村

※旧過疎法と同じ

◎策定スケジュール

- 4月～6月：関係部局と連携による県過疎地域持続的発展方針素案の作成
- 6月29日：県議会6月定例会総務常任委員会で県過疎地域持続的発展方針素案の報告
- 7月中：パブリックコメント、市町村への意見照会、総務省への事前協議
- 8月2日：主務大臣（総務、農林水産、国土交通、文部科学、厚生労働、経済産業、環境）への協議
- 8月27日：主務大臣の同意、県過疎地域持続的発展方針決定

新たな山形県過疎地域持続的発展方針の主な内容（項目等は法に規定）

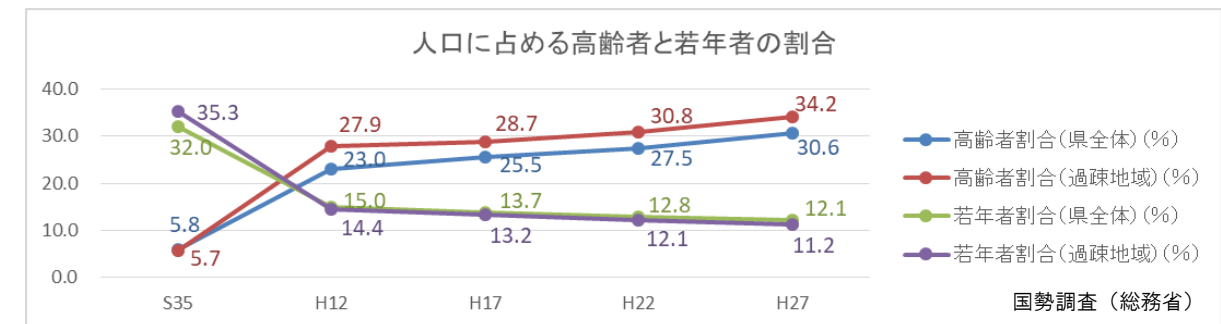
第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点

(1) 過疎地域の概況

①人口の動向

- 過疎地域の人口に占める高齢者の割合は、県全体に比べ高く、また、過疎地域の人口に占める若年者の割合は県全体に比べて低く、過疎地域においては少子高齢化が進んでいる。



②財政

- 過疎市町村の財政力指数は非過疎市町村に比べ低く、また、過疎市町村における地方交付税の割合は非過疎市町村に比べ高い比率を占めており、財政状況は脆弱となっている。

(2) 各分野における現状と課題（主なもの）

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 産業
- 情報通信基盤・地域情報化
- 再生可能エネルギー など

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

- これまでの過疎対策では、人口減少による地域社会の衰退に対応し、社会基盤の整備などの「条件不利性の克服」を中心とした施策を展開し、地域の自立を促進することを目的。
- 新たな過疎対策においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方や、新型コロナウイルスの感染拡大の中で再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつ、新たな視点として「**地域社会を担う人材の育成・確保**」や「**デジタル技術の活用**」などにより、「**地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現**」し、過疎地域の持続的な発展を図る。

(1) 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進

- ・ 過疎地域の魅力を磨き上げ、都市部への情報発信や連携・交流、新たな人の流れを創出する取組推進
- ・ 「関係人口」も新たな地域の担い手として位置づけ、地域との関わり方を創出

(2) 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保

- ・ 住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域課題に取り組む住民主体の地域づくりを推進
- ・ 子供の内から地域を知り、郷土を愛する心を育て、地域を担う次世代の人材を育成
- ・ 移住者や関係人口などの外部人材を活用し、地域と行政が一体となって地域課題を解決する体制構築

(3) デジタル技術の活用

- ・ デジタル環境の整備やデジタル技術の導入促進と、既にある技術・ツールの活用・組み合わせによる効用の最大化に取り組む
- ・ 情報通信基盤やサテライトオフィスの整備などによる新たな働く場の創出

(4) 住民が安心できる生活環境の確保

- ・ 公共交通の確保や買い物支援、自然災害対策、子育てや医療の充実、産業振興など生活環境の整備
- ・ 地域に受け継がれてきた文化の継承や里山保全の取組など、地域の自然や文化の保全と活用
- ・ エネルギーの地産地消や地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決

(5) 市町村の行財政基盤の強化と県による広域的支援

- ・ 過疎市町村における行財政基盤の充実・強化
- ・ 市町村間の広域連携や県による市町村補完の取組による効果的支援の推進

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連

定住自立圏構想等の各種広域計画における過疎地域の位置づけや連携の強化に配慮し、広域的な観点から過疎地域の持続的発展のための施策を推進する。

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策（主なもの）

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・ 「ふるさと山形移住・定住推進センター」を中心とした移住・人材確保に関する施策推進
- ・ オンラインセミナー等による山形の魅力発信、県外の人材活用、多様な滞在プログラム等による関係人口の創出・拡大

2 産業の振興

- ・ 農林水産業の意欲ある多様な担い手を育成、確保し、活気あるしなやかな農村の創造
- ・ 県産品が持つ歴史的背景や物語性などの魅力を発信することによる地域特産物等の訴求力向上
- ・ 移動販売等による買い物困難者対策など地域課題の解決と地域商業の機能強化
- ・ 産学官金が連携した創業希望者への支援や起業マインドを持った人材の育成
- ・ 「山形ならではの」の精神文化等の魅力発信やデジタルマーケティングの推進等による観光振興

3 地域における情報化（デジタル化）

- ・ 誰もがいつでも情報通信ネットワークを活用できる環境の整備
- ・ 地域課題解決や住民利便性向上のためのデジタル技術の効果的な活用

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・ 市町村・国・県道のネットワーク形成や道路機能の強化、道路施設の長寿命化の推進
- ・ 移動サービス等のオープンデータ化による地域公共交通の利便性向上等移動の円滑化

5 生活環境の整備

- ・ 生活排水処理施設の老朽化等に対応した広域化・共同化の促進
- ・ 空き家の実態把握や危険な空き家の除去、空き家バンクの活用の促進

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・ 社会全体による結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援の推進
- ・ 高齢者の自立支援・重度化防止と住み慣れた地域で自分らしく生活できる体制整備

7 医療の確保

- ・ へき地医療拠点病院による、へき地診療所等への医師派遣等の支援強化
- ・ ドクターヘリの有効活用と、隣県との広域連携の一層の推進

8 教育の振興

- ・ 郷土を愛し、地域で活躍し、未来を切り開いていく人材の育成
- ・ 小規模校対策として教員研修事業の充実やICTを活用した交流学习等による学習体験の深化と多様化

9 集落の整備

- ・ 住民主体の地域づくりを行う「地域運営組織」の形成に向けた取組の推進
- ・ 「小さな拠点」や集落ネットワーク圏の形成による近隣集落同士の連携や機能補完

10 地域文化の振興等

- ・ 過疎化等を背景に滅失や散逸が課題となっている有形・無形の文化財や伝統文化の保全と地域活性化
- ・ 本県の特徴ある文化資源等を活用し、国内外との文化交流や観光振興への活用促進

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・ カーボンニュートラル実現の道筋を見据えた再生可能エネルギーの導入拡大を促進
- ・ 県内で産み出した再生可能エネルギーの地産地消推進
- ・ 地域の再生可能エネルギー資源活用による地域経済の循環及び地域課題の解決